

議案第 178 号

川崎市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 11 月 26 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市体育館条例の一部を改正する条例

川崎市体育館条例（昭和 31 年川崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

4 駐車場利用料

種 別	基本料金	超過料金
普通自動車	1 台 1 時間まで 300 円	超過時間 30 分までごとに 150 円
中型自動車 大型自動車	1 台 1 時間まで 600 円	超過時間 30 分までごとに 300 円

備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する普通自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

体育館の駐車場利用料金の上限額を設定するため、この条例を制定するものである。